

平成31年3月吉日

でんさいネットをご利用のお客様へ

富山県信用組合

2019年4月27日からの10連休におけるでんさいの口座間送金決済の取扱いについて

平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」が公布・施行されたことにより2019年5月1日が祝日となり、2019年4月27日（土）から5月6日（月・祝）までの10日間が休業日となることから、この期間はでんさいの口座間送金決済が行われません。

つきましては、下記の事項にご留意いただきますようお願い申し上げます。

記

- ◆ すでに10連休の期間を支払期日として発生させたでんさいの口座間送金決済は、10連休明けの5月7日（火）に行われますので、問題ない場合には特段の対応は不要ですが、口座間送金決済日を前営業日（4月26日）以前の日に変更するためには、変更記録による支払期日の変更が必要となります。

なお、変更記録は、以下の日までに請求する必要があります。

- ①利害関係者が債務者・債権者しかいない状態において、オンラインで相手方の承諾を得る場合：支払期日の7銀行営業日前の日
- ②相手方の承諾を書面で得る場合および利害関係者が3名以上いる場合：支払期日の3銀行営業日前の日

- ◆ 今後、でんさいを発生させる場合には、10連休の期間は口座間送金決済が行われないことにご留意ください。

以上